

2019 年度重点事業計画

1. 高度実践看護師（専門看護師・JANPU ナースプラクティショナー）育成の推進と資格制度の再構築

大学院の増加、ナースプラクティショナーへのニーズの高まり、ならびに専門看護師のこれまでの活躍や成果を鑑みれば、今後さらに高度実践看護師教育の推進に力を入れる必要があると認識しています。超高齢社会の到来を目前にしている今、特に、地域包括支援システムを効率的に機能させて成果を生み出すために、住み慣れた場所で生活しながら療養を継続したいと望む人々に対して、慢性疾患の診療や悪化予防等のプライマリケア、苦痛の緩和や看取りのケアを、医師等他職種と連携しながら権限と責任を持って提供できるナースプラクティショナーの育成は、極めて重要な課題であると考えます。

そこで、下記の事業を通して、高度実践看護師（専門看護師・JANPU ナースプラクティショナー）育成の推進と、資格制度の再構築に取り組みます。

- 1) JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）の資格認定制度の開始と安定的運用
- 2) 高度実践看護師（専門看護師・JANPU-NP）の教育課程、資格認定に係る第三者機関への移行の検討
- 3) 高度実践看護師（専門看護師・JANPU-NP）の社会における認知度向上への取り組みを行う

2. 看護系大学における看護専門職養成課程への「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の適用除外に向けての活動

文部科学省は看護系大学・短期大学への指定規則の適用のあり方を検討し、平成 19 年に「大学・短期大学における看護学教育の充実に関する調査協力者会議報告」を公表しています。そこには、今後の課題として「将来的には、看護系大学等の教員が中心となって看護学教育のミニマム・エッセンシャルズを明示し、第三者評価によって教育水準を担保するなど、指定規則の趣旨を上回る教育の質の保証体制のあり方を主体的に研究することが望ましい」とあります。平成 19 年から 12 年経た現在、看護学教育課程の基準として、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」（文部科学省）、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」（JANPU）、「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準看護学分野」（日本学術会議 健康・生活科学委員会看護学分科会）が策定され、各大学はこれらの基準に沿って教育改革に取り組んでいるところです。また、看護学教育の分野別評価を実施する第三者機関も創設され、大学における看護学教育の質保証の仕組みが整ったといえます。

このような状況を鑑み、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の適用除外推進にむけて取り組む好機ととらえ、下記のような事業に取り組みます。

- 1) 「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」(JANPU)、「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準看護学分野」(日本学会議 健康・生活科学委員会 看護学分科会)、「看護系大学における臨地実習基準 (JANPU)」の活用推進
- 2) 上記の活用状況の評価ならびに活用状況に関する情報共有
- 3) カリキュラム開発とカリキュラムアドミニストレーションに関する、学部長、学科長等、カリキュラムアドミニストレーション担当者への研修の実施
- 4) 看護教育に関連する、文部科学省、厚生労働省等の関係諸団体における検討会の委員としての活動、ならびにロビー活動を行い、本取り組みを推進する。

3. 日本看護系大学協議会組織ならびに組織運営の発展的改革

順調な会員増の状況において会員校の声を反映させ、また、効率的、合理的意思決定を推進するための取り組みを行います。

- 1) 会員校の声を反映させるためのブロック別会議等の導入
- 2) 理事体制の見直し (選出方法の見直し、業務執行理事体制の導入、等)

4. 看護学教育分野別評価の安定的運用と定着への支援

わが国の第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)では、高度専門人材育成に向けて、「大学における分野別質保証の構築・充実に向けた取り組みを促進する」とあります。本協議会では、看護学教育の質保証の観点から、2018年度に「日本看護学教育評価機構(JABNE)」を設立し、2020年度より分野別評価を開始いたします。本協議会では設立団体として、JABNEの安定的運営に至るべく、側面的支援をします。

- 1) 本協議会(JANPU)と日本看護学教育評価機構(JABNE)との合同により、普及に向けての研修等を開催する。
- 2) JABNEの安定的運営にむけ、事務職員の量的、質的側面からの組織的支援を行う。